

就職促進手当（労働施策総合推進法）について

■ 概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく職業転換給付金の1つで、中高年齢失業者等求職手帳所持者、認定駐留軍関係離職者等の求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金

■ 支給対象者

以下の（１）～（３）の対象者に対し、公共職業安定所にて職業指導を行う期間（最長３年）等に応じて支給する。

（１）求職手帳所持者

- ①中高年齢失業者等
 - ②沖縄失業者
 - ③漁業離職者
- 等

（２）認定駐留軍関係離職者

公共職業安定所長の認定した駐留軍関係離職者であって、再就職を促進するために必要な職業指導を受けている者

（３）45歳以上の求職者等

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練を受けるために待期している方（身体障害者、保護観察対象者等、社会的事情により就職が著しく阻害されている者を含む）

■ 日額について

1 就職促進手当の日額計算において、次のとおり賃金日額を活用

就職促進手当：賃金日額 × 給付割合（賃金日額に応じ、50%～80%）を支給

※「賃金日額」は、離職前6か月の賃金の総額を180で割ることによって算出。

※就職促進手当の日額が、上限額である5,820円を超えるときは、5,820円とする。

2 賃金日額の最低額及び給付割合を乗ずる賃金日額の範囲となる額は、省令に規定。（直近では、平成23年、平成29年に改正）

その上で、毎月勤労統計の労働者の平均給与額の変化率（前々年度⇒前年度）を用いて賃金日額の範囲を告示によりスライド。

（労働施策総合推進法施行規則第1条の4第5項）

3 受給中に自己の労働による収入がある場合、収入額から「控除額」を減じた額をその額に応じて就職促進手当から減額等を行う。

控除額についても、毎月勤労統計の労働者の平均給与額の変化率（前々年度⇒前年度）を用いてスライドする。

（労働施策総合推進法施行規則第1条の4第9項）

■ 就職促進手当の日額算定式

※ 上記2で示している、毎月勤労統計の平均給与額の変化率を用いてスライドされた金額が右の計算式の赤字部分。

（H30.8.1～の場合）4,970円～12,210円。

この範囲の方の日額算定式が右記ようになる。

また、この場合の賃金日額の下限額は4,970円となる。

※赤字部分の金額に変更が生じるため、手当日額に差額が生じる。

$$\text{賃金日額} \times \left\{ 0.8 - 0.3 \times \frac{\text{賃金日額} - 4,970\text{円}}{12,210\text{円} - 4,970\text{円}} \right\} = \text{就職促進手当日額}$$

※H30.8.1～の控除額は1,294円（変更前）

※上記の計算結果が5,820円以上の場合は上限額である5,820円となる。（毎勤の影響なし）